

盛岡広域振興局長告示第29号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年3月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100821	福寿の森本宮訪問介護ステーション	盛岡市本宮字宮沢55番地5	盛岡市本宮六丁目1番48号	平成23年2月21日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100821	福寿の森本宮訪問介護ステーション	盛岡市本宮字宮沢55番地5	盛岡市本宮六丁目1番48号	平成23年2月21日